

勤モアリ之等ニ對抗スル意味ニ於テモ飽ク迄合法的積  
健ナル争議手段ニ出ズルコト、シタリ。

翌九日争議團本部ニ常任委員会ヲ開催シ対策協議ノ結  
果十日ヨリ

仕事は丁寧ニ身体は大切に

電柱へなど上る者は凍く氣を付けろ

自転車は危いや、ゆっくり歩いて静かに仕事しろ

百ボルトの電氣でもうっかりすると命を取られるや

何事も石橋をたいて落着て安全にやれ、

ノスローガンヲ掲ゲ急業ヲ開始シ、右スローガンヲ記載シ  
タルビラヲ沼津、宇都宮、千葉、静岡、群馬、横浜、山梨方  
面ニ発送シタリ。

前記従業員側ノ争議手段ニ関シテハ警視廳当局ニ於テ不  
穩ナル行動ニ出デザル様、嚴重ナル警告ヲ與ヘ、従業員幹  
部モ之ヲ諒トセリ。